

「恵庭市営駐車場・駐輪場指定管理業務」
指定管理者募集要項

令和5年11月

恵庭市

目 次

1	対象施設の概要	P. 1
2	指定管理者が行う管理の基準	P. 2
3	指定管理者の業務等	P. 2
4	指定の期間	P. 2
5	募集要項等の配布	P. 2
6	選定スケジュール	P. 2
7	申込資格	P. 3
8	利用料金、指定管理者の収入及び経費等	P. 3
9	協議等	P. 4
10	質問事項の受付	P. 4
11	説明会の開催	P. 4
12	申込書の提出先及び提出期間	P. 4
13	提出書類	P. 5
14	選定方法	P. 5
15	申込に要する経費	P. 5
16	無効又は失格	P. 5
17	個別ヒアリング及びプレゼンテーション	P. 5
18	指定管理者候補の選定結果	P. 5
19	指定管理者の決定及び協定の締結	P. 6
20	その他	P. 6
	別表 1～4	P. 7
	別表 5	P. 8
	別表 6	P. 9
	別紙 選考項目一覧	P. 10

恵庭市（以下「市」という。）では、恵庭市営駐車場・駐輪場管理運営業務について、一括で管理運営する指定管理者（管理運営を実施する団体）の募集を行う。

1 対象施設の概要

(1) 市営駐車場

名称： 恵庭市営駐車場（以下「駐車場」という。）

所在地等： 所在地、施設規模、面積は下記の通り

駐車場	収納台数	面積	所在地
1. 恵庭駅東口駐車場	105 台	1,328 m ²	恵庭市黄金中央2丁目1001番
2. 恵み野駅東口駐車場	125 台	1,573 m ²	恵庭市恵み野西1丁目2番3 恵庭市西島松440番3
3. 島松駅横駐車場	109 台	1,334 m ²	恵庭市島松仲町1丁目557番9
4. 恵み野跨線橋高架下東駐車場	72 台	823 m ²	恵庭市中島町6丁目18番26、 18番29
5. 恵み野跨線橋高架下西駐車場	73 台	841 m ²	恵庭市柏陽町1丁目1番5、2番5
6. 恵庭駅西口駐車場	83 台	1,043 m ²	恵庭市相生町1丁目602番

施設の沿革： 恵庭市営駐車場は平成19年度に恵庭駅東口駐車場の供用を開始して以来、各駅周辺に順次整備し、現在は恵庭駅、恵み野駅、島松駅周辺に計6か所の運営を行っている

施設の役割： 恵庭駅、恵み野駅、島松駅及び周辺施設利用者の利便性の向上を図る

施設の概要： 別添1「恵庭市営駐車場・駐輪場指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

利用台数： 別表1のとおり

(2) 市営駐輪場

名称： 恵庭市営駐輪場（以下「駐輪場」という。）

所在地等： 所在地、施設規模、面積は下記の通り

駐車場	収納台数	所在地	利用対象 自転車等
1. 恵庭駅西口屋内駐輪場 (有料)	550 台	恵庭市相生町1丁目605番1 (いざりえ2階)	自転車
2. 恵庭駅西口高架下駐輪場	382 台	恵庭市相生町3丁目500番外	自転車及び原動機付自転車
3. 恵庭駅東口駐輪場 (札幌側)	371 台	恵庭市黄金中央1丁目1020番外	自転車
4. 恵庭駅東口駐輪場 (千歳側)	433 台		自転車
5. 恵み野駅東口駐輪場	743 台	恵庭市恵み野西1丁目1番1の 内外	自転車
6. 恵み野駅西口駐輪場	400 台	恵庭市恵み野里美1丁目749番 11外	自転車
7. 島松駅駐輪場	410 台	恵庭市島松仲町1丁目557番8	自転車
8. 島松駅西口駐輪場	12 台	恵庭市恵み野西1丁目1番1の 内外	自転車
9. サッポロビール庭園駅 東口駐輪場	17 台	恵庭市戸磯4354番25	自転車
10. サッポロビール庭園駅 西口駐輪場	18 台	恵庭市戸磯541番3	自転車

施設の沿革： 恵庭市営駐輪場は恵庭駅、恵み野駅、島松駅、サッポロビール庭園駅の各駅周辺に順次整備し、現在は計10か所の運営を行っている。うち恵庭駅西口には平成27年に屋内有料駐輪場が整備された

施設の役割： 恵庭駅、恵み野駅、島松駅、サッポロビール庭園駅及び周辺施設利用者の利便性の向上を図る

施設の概要： 別添1「仕様書」のとおり

利用台数： 有料駐輪場の利用台数（別表2のとおり）

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと
- (4) 市民サービスの向上と危機管理の徹底に努めること

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める

3 指定管理者の業務等

- (1) 恵庭市営駐車場・駐輪場の施設等の運営及び維持管理に関する業務（別添1「仕様書」の通り）
- (2) 市のカーボンマネジメントシステムに準じた環境に配慮した施設管理、報告関係の業務
- (3) 責任の分担表（別表5）及びリスク分担表（別表6）に定めるとおり
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が恵庭市営駐車場・駐輪場の管理上必要とするものであって、市が認める業務

4 指定の期間

令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間とする。

ただし、市が指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めるときは、指定管理の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

5 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和5年11月20日（月）～令和5年12月8日（金）まで
- (2) 配布方法 募集要項及び応募に係る様式等は恵庭市ホームページからダウンロードすることができる（<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>）

6 選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程
公募開始	令和5年11月20日
募集要項等の配布	令和5年11月20日～12月8日
質問受付期間	令和5年11月20日～11月28日
説明会	令和5年11月27日
質問回答	令和5年11月30日（予定）
申込書提出期限	令和5年12月20日
プレゼンテーションによる審査	令和5年12月25日（予定）
指定管理者選定委員会	令和6年1月中旬（予定）
審査結果通知	令和6年1月下旬（予定）
指定管理者の指定	令和6年3月下旬（予定、議会の議決を経て行う）
指定管理者による管理運営	令和6年7月1日から

7 申込資格

- (1) 法人その他の団体であること。(個人での応募はできません)
- (2) 法人その他の団体及びその代表者が、次のいずれにも該当していないこと
 - ① 法律行為を行う能力を有していない者
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - ④ 市長又は市議会議員であって、指定を受けようとする団体の代表権を有すると認められる者
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

8 利用料金、指定管理者の収入及び経費等

(1) 利用料金

- ① 当該駐車場、駐輪場は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用する。このため、管理運営業務の対価とする指定管理料の支払は行わない。指定管理者は、利用者が支払う利用料金によって市営駐車場、駐輪場の管理運営(消費税及び地方消費税の納付を含む。)を行うものとする。
過去の実績は、別表1、2、3、4を参照すること
- ② 指定管理者は、条例に定める額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とし、市長の承認を得て利用料金を設定することができる。
- ③ 利用料金を収入とする口座は、専用口座を設け管理すること。また、指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務に係る経費を区分すること
- ④ 島松駅駐車場については、令和7年度以降に、駐車場に隣接する複合施設の建設の計画が想定されていることから、計画が決定した場合、市と指定管理者により、利用料金収入額等や工事期間の取扱い等について協議を行うこととする。現段階の事業計画書及び収支計画書においては、隣接する複合施設の建設に係る島松駅駐車場の工事を考慮せずに提案すること

(2) 利用料金の免除

恵庭市駐車場条例並びに恵庭市自転車駐車場条例及び同施行規則で規定する免除の対象者による利用については、利用料金の免除を行うものとする。なお、免除に伴う減収分については補填しない。

(3) 利用料金の還付

恵庭市駐車場条例並びに恵庭市自転車駐車場条例及び同施行規則で規定する還付の対象者に利用料金の還付を行うものとする。なお、還付に伴う減収分については補填しない。

(4) 市への納付について

- ① 各年度の利用料金の収入実績額と支出実績額(減価償却費を支出に含む)の収支が黒字になった場合の黒字額の一部を市に納付する額・率等について提案することができる。
提案については、市への現金納付だけでなく、市民還元につながる提案であれば可能とする
- ② 市への納付や市民還元につながる提案の詳細については、提案内容を踏まえつつ、毎年度の決算状況や今後想定される経費増などを見据え、市と指定管理者において協議し、決定することとし、協定書に定める
- ③ 各年度の利用料金の収入実績額と支出実績額の収支(減価償却費を含む)が赤字となった場合においても、市からの補填等は行わない。

ただし、施設の老朽化による修繕、大規模な災害の発生、感染症の蔓延、政策上の理由、その他指定管理者の責めに帰すことができない事由により、利用料金収入が確保できず、赤字となった場合は、別途協議を行うこととする

(5) 自主事業について

- ① 指定管理者は、駐車場・駐輪場において「3. 指定管理者の業務等」のほか、自己の責任と費用により、本施設の利用促進・活性化に資する事業（以下「自主事業」という。）を行うことができる
- ② 自主事業を行うときは、事業計画書の中で提案するものとする
- ③ 自主事業から得られる収入は、指定管理者の収入とする
- ④ 自主事業の提案にあたっては下記の点に留意すること
 - ・本施設の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること
 - ・指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものでないこと
 - ・公共性の確保が図られていること

9 協議等

市及び指定管理者は、募集要項や仕様書に規定するもののほか、条例改正による料金改定や工事、政策上の理由などにより、業務の内容及び費用負担等について疑義または変更が生じた場合は、協議し決定するものとする。

10 質問事項の受付

- (1) 受付期間 令和5年11月20日（月）～11月28日（火）までの9時00分から17時00分までとする。ただし、恵庭市の休日を定める条例（平成3年条例第10号）に規定する休日を除く。
- (2) 回答日 11月30日（木）17時までに応募各社に対しFAXにて回答するとともに、市役所庁舎2階の閲覧コーナーに掲示掲示・市HPへ掲載する。
- (3) 提出方法 指定管理者申込に関する質疑書（別紙様式）に記入の上、持参すること。（郵送、FAX又は電子メールによるものは受け付けしないものとする）
- (4) 受付場所 恵庭市生活環境部生活環境課（庁舎2階）
〒061-1498 恵庭市京町1番地
電話：0123-33-3131（内線1184）
FAX：0123-33-3137

11 説明会の開催

説明会を、次により開催する。参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を電話や電子メールであらかじめ連絡すること。

- (1) 開催日時 令和5年11月27日（月） 13時30分から40分程度
（参加申込期限：令和5年11月24日（金）17:00）
- (2) 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
- (3) 参加人数 1事業者あたり2名以内
- (4) 施設見学を必要とする場合は、説明会后に各自ご確認ください
- (5) 資料については、各自持参とする

12 申込書の提出先及び提出期間

- (1) 提出期間 令和5年11月20日（月）から令和5年12月20日（水）までの平日9時00分から17時00分までとします。ただし、恵庭市の休日を定める条例（平成3年条例第10号）に規定する休日を除く。
- (2) 提出方法 持参に限ります。（郵送、FAX、電子メール等での提出は不可）
- (3) 提出部数 正本1部と副本15部（及び電子媒体）
- (4) 提出先 恵庭市生活環境部生活環境課（庁舎2階）
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
電話：0123-33-3131（内線1184）

1.3 提出書類

申込に当たっては、以下の書類を市に提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。

- (1) 指定管理者指定申込書（恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則（平成17年恵庭市規則第15号）以下「施行規則」という。）（施行規則様式1号）
- (2) 法人の場合は法人登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書で発行後3ヶ月以内の原本に限る）
- (3) 団体の定款、寄付行為、規約その他これに相当する書類
- (4) 申込資格申立書（施行規則様式2号）
- (5) 管理業務を行う公の施設の事業計画書（別紙参考様式1号）
- (6) 管理運営に関する収支予算書（別紙参考様式2号）
 - ※令和6年度は9ヵ月分、令和7～14年度は12ヵ月分、令和15年度は3ヵ月分を提出すること
 - ※人件費については、給与形態、積算単価、積算数量等の基本給、手当、法定福利費、人数等がわかるものを記載、または別紙により提出する
- (7) 直近2期分の決算書又はこれらに相当する書類（すでに財産的取引活動をしている団体のみ）
 - ※決算書：貸借対照表、収支（損益）計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表など
- (8) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (9) 団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書
- (10) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類またはこれらに相当する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

1.4 選定方法

別紙の選考事項に沿って、審査した評点の合計が最も高い申込者を指定管理者候補として選定します。（別紙 選考項目一覧 参照）。

1.5 申込に要する経費

申込に要する経費等はすべて申込者の負担とする。

1.6 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる可能性がある。

- (1) 申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる場合

1.7 個別ヒアリング及びプレゼンテーション

審査過程において、提出いただいた申請内容について必要に応じて個別ヒアリング及びプレゼンテーションを行う。実施場所・日時等の詳細については、申込者へ後日連絡する。

1.8 指定管理者候補の選定結果

結果については、各申込者に文書で通知する。

19 指定管理者の決定及び協定の締結

- (1) 指定管理者は恵庭市議会の議決を経て決定（指定）される。議決後、速やかに決定者へ通知する
- (2) 議決後に、市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について協議を行い、これに基づき協定を締結する

20 その他

- (1) 提出書類は、原則A4版縦型綴じとし、ページ番号を入れること
- (2) 提出書類は、書類ごとにインデックスを作成し書類を表示すること
- (3) 提出書類は、簡潔にまとめ、多量とならないよう努めること
- (4) 提出書類の返却は行わない
- (5) 提出書類は、必要に応じ複写することがある（指定管理者候補の審査及び選定に限ります）
- (6) 提出書類は、情報公開の請求に対して、恵庭市情報公開条例に基づき開示することがある
- (7) 市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるものとする。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じるものとする

【お問合せ先】

恵庭市生活環境部生活環境課 担当 鈴木、阿部（内線 1184）

TEL 0123-33-3131

FAX 0123-33-3137

別表1 駐車場利用台数（直近4ヵ年度）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
駐車場 （6ヶ所）	台数（台）	155,553	117,982	131,708	148,094

別表2 駐輪場利用台数（直近4ヵ年度）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1日利用	台数（台）	4,370	4,142	4,009	4,646
シーズン券利用	台数（台）	383	350	277	317
冬季保管	台数（台）	371	434	348	440

別表3 駐車場使用料実績（直近4ヵ年度）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
駐車場 （6ヶ所）	金額（円）	48,481,100	35,000,800	39,705,500	46,044,400

別表4 有料駐輪場使用料実績（直近4ヵ年度）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1日利用	金額（円）	263,950	273,500	239,850	286,850
シーズン券利 用・冬季保管	金額（円）	1,687,700	1,651,700	1,315,300	1,611,700
計	金額（円）	1,951,650	1,925,200	1,555,150	1,898,550

別表5 責任の分担表

市と指定管理者の責任分担は、原則次のとおりとする。

項目	負担者	
	市	指定管理者
施設・設備の管理運営		○
施設・設備の維持管理		○
設備機器の設置		○
設備機器の修繕・改修・更新		○
付帯設備（街灯、フェンス、舗装、区画線等）の修繕・改修	○	
物品の管理、消耗品の購入		○
利用者及び地域住民等からの苦情対応		○
第三者への賠償		○※1
事故、火災等による施設の復旧	協議※2	
天災その他不可抗力による施設の復旧	○	

※1 指定管理者の責めに帰すべき事項により、利用者及び周辺住民等に損害を与えた場合が対象となる

※2 事案ごとの原因により判断するが、第1次責任は指定管理者が有するものとする

※3 軽易な施設修繕と備品修理の負担区分

①施設設備・備品の修理・修繕金額が、1件20万円以下（消費税込み）の軽易な場合は指定管理者の負担により行うものとする。

ただし、指定管理者の所有に係る物品等の修繕については指定管理者の負担により修繕を行う。

②修繕料の負担区分に疑義が生じた場合は、すみやかに市と協議すること。

別表6 リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○注)
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの要望等への対応		○
	上記以外	○	
法令・税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り・不備	募集要項及び仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	通常の使用による施設・設備・外構・備品の損傷に伴う維持管理・補修費用の増加等		○
	日常的な維持管理の瑕疵に基づく維持管理・補修費用の増加等		○
	法令改正により必要となった施設の修繕等に係る費用の増加、業務の中断等（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	上記以外の法令改正により必要となった施設・設備・外構の維持補修		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※物価変動については、損益が当初予定の1.2倍を超え、かつ、収支計画に大きな影響を与えることが明らかである場合、協議するものとします。

恵庭市営駐車場・駐輪場 指定管理者 選考項目一覧

No.	選定基準項目	審査項目
1	事業計画書の内容が、住民の平等な使用を確保することができ、サービスの向上が図られるものであるか。）	<p>1. 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること</p> <p>①. 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること</p> <p>a 特定の個人、団体に優先することにならない</p> <p>b 利用承認において不当な利用拒否又は不平等な取扱いが行われる恐れがない</p> <p>c 生活弱者等への配慮や平等利用を確保するための具体的手法が盛り込まれている</p> <p>2. サービスの向上が図られるものであること</p> <p>①. 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること</p> <p>a 利用者ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる提案が盛り込まれている</p> <p>b インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容）が充実している</p> <p>c 幼児、障害者、高齢者等への配慮に関する提案がなされている</p> <p>d その他、利用者へのサービス提供について優れた提案がなされている</p>
2	公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、かつ、管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模及び能力を有し、又は確保できる見込みがあるか。	<p>1. 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること</p> <p>①. 利用促進の方策が有効かつ実効性のものであること</p> <p>a 管理の目標を達成するための政策及び手段が具体的に提案されている</p> <p>b 利用促進事業の計画が、季節、時期、地域イベントの開催状況等を考慮して効果的に策定されている</p> <p>c 地域団体への働きかけなど、利用促進に係る多様な手法を組み合わせた提案内容である</p> <p>d その他利用促進に関する優れた提案がなされている</p> <p>②. 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること</p> <p>a 管理運営の基本方針が施設の設置目的に合致している（設置条例）</p> <p>b 個人情報（公の施設の管理に係るものに限る）の適正な管理のための措置が講じられている（恵庭市個人情報保護条例）</p> <p>c 関係法令に基づき、適切な措置が盛り込まれている</p>

		<p>d 生活環境保全、ゴミの減量化、その他公衆衛生の向上に関する方針が示されている(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)</p> <p>e 省エネ、リサイクル、環境に対する配慮(地球温暖化対策等)が提案されていて、カーボンマネージメントへの理解がある</p> <p>③. 維持管理コストの縮減の方策が適切であること</p> <p>a 光熱水費等の節約及び効率的な執行に関する提案がなされている</p> <p>b 人件費、労務費(再委託含む)に関する適正な提案がなされている</p> <p>c その他コスト縮減に関する優れた提案がなされている</p>
		<p>2. 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること</p> <p>①. 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること</p> <p>a 利用者の安全確保、緊急時(防犯、防災、事故等)に適切な対応が出来る組織体制である</p> <p>b 業務の内容に応じ、専門的な知識・経験等を有する職員を配置できる。又、職員の資質向上を図るための定期的な研修等の実施が計画されている。</p> <p>c 業務遂行に係る意思決定を迅速に伝える組織体制であり、責任の所在と役割の分担が明確である</p> <p>d 労働条件の整備が適切に成されているか(就業規則の整備など)</p> <p>②. 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること</p> <p>a 団体の財務諸表等により、業務を安定して行うための十分な資金力が確認できる</p> <p>b 類似施設の管理運営実績が複数年あり、業務の経験を活かすことが期待できる</p> <p>c 施設・設備等保守業務の実績が複数年あり、業務の経験を活かすことが期待できる</p> <p>d その他、業務処理を安定して行うための優れた提案がなされている</p>
3	当該施設の管理経費の縮減が図られるものであること。(条例第5条第3号)	<p>1. 収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること</p> <p>①. 収支予算書の内容が適切であること</p> <p>a 管理運営に係る具体的なコスト縮減に配慮し、業務処理を安定して行うための無理のない収支計画である</p> <p>②. 収支の実績から、市に支払う納付金の提案が優れていること</p> <p>a 指定管理者が支払う納付金の額や率がより高価なものである</p> <p>③. 収支の実績から、市及び市民への還元や地域への貢献が期待できること</p> <p>a 市及び市民への還元や地域貢献がより期待できるものである</p>

4	<p>その他市長等が当該施設の性質又は目的に応じて、別に定める基準に該当すること。(条例第5条第4号)</p>	<p>1. 施設の性質又は目的に応じて定める基準</p> <p>①. 時代の要請に対応した取り組みの実施や設備機器の設置が行われ、施設の持っている機能等を最大限発揮できること。</p> <p>a 管理の目的を達成するための具体的かつ効果的な取り組みが提案されている</p> <p>b 時代の要請に対応した設備機器の設置が提案されている</p> <p>c 駐車場・駐輪場の運営にあたり、機械整備や設備等の操作能力を有していること</p> <p>d 地域の振興の観点も踏まえ、時代の要請に対応した取り組み内容が提案されている</p> <p>e 施設利用者の利便性向上に寄与する設備機器やシステム等を設置・導入する提案がされている</p> <p>②. 施設の実情を踏まえた効果的な管理運営、関係事業者・団体等との協働の効果を生かした施設運営が期待できる</p> <p>a 地域における住民の声が反映され、地域に密着した施設運営が提案されている</p> <p>b 恵庭市及び関係機関や団体との連携・協力により効果的な管理運営が期待できる</p> <p>c 恵庭市民の雇用が期待できる</p> <p>③. 経験やノウハウを活かし、市の業務の効率化が期待できる</p> <p>a 市の窓口業務の効率化や削減が期待できる取り組みが盛り込まれている</p>
---	---	---